

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表 (地域コミュニティ支援課関係を除く)

令和8年4月現在

NO.1

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
広報紙を毎月配布することに対して	広報よこすか・県のたより配布手数料 1部につき 11円(広報よこすか) 1部につき 8円(県のたより)	・申請受付 9月・3月 ・交付時期 11月(4月～9月分) 5月(10月～3月分)	「広報よこすか等配布部数報告書」 ※8月末・2月末に町内会長あて送付します。  担当は 広報課 TEL 046-822-9815
子どもの健全な育成を図るため、チビッコ広場の整備、管理を行うことに対して	① チビッコ広場整備費交付金  遊具の増設、取替え、撤去を行うとき 上限額 300,000円 ※撤去は、市が危険と認めたものに限ります。	・申請受付 随時  ・交付時期 随時	・申請書 ・見積書 ・現場写真 ・領収書 ・実施報告書 ・請求書  担当は 公園緑地課 TEL 046-822-8333
	② チビッコ広場管理費交付金  遊具の補修など広場の維持管理費用として、面積と遊具数により年額 60,000円～130,000円を交付します。	・申請受付 4月1日～4月末日  ・交付時期 5月下旬	・申請書 ・収支予算書 ・決算書 ・実績報告書 ・請求書  担当は 公園緑地課 TEL 046-822-8333
公園などの清掃美化活動に対して	① 公園清掃報償金  公園の清掃・除草を実施する面積により年額 36,000円～110,800円を交付します。	・申請(新規) 4月～1月(翌年度より対象)  ・交付時期 11月中旬(4月～9月分) 4月下旬(10月～3月分)	・公園清掃実施申出書 ・作業実施報告書 4月～9月分、10月～3月分  担当は 公園緑地課 TEL 046-822-9636
	② 公園内便所清掃報償金  便所清掃1回につき 1,200円 週4回実施	・申請(新規) 4月～1月(翌年度より対象)  ・交付時期 各月末締め、翌月払い	・公園内便所清掃実施申出書 ・作業実施報告書(各月ごとに提出)  担当は 公園緑地課 TEL 046-822-9636

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表 (地域コミュニティ支援課関係を除く)

令和8年4月現在

NO.2

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
資源の有効な活用を図るための資源回収活動に対して	資源回収実施団体奨励金 奨励金は、重量により 4円/kg の額を差しあげます。	・申請受付 随時 ・交付時期 8月(4・5・6月分) 11月(7・8・9月分) 2月(10・11・12月分) 5月(1・2・3月分)	資源回収実施報告書の提出  担当は 廃棄物対策課 TEL 046-822-8469
	資源回収保管庫購入費補助金  補 助 率 1/2 補助限度額 4万円	・申請受付 購入予定品、設置場所などの事前相談の上、申請書類を随時配布 ・対象 5団体まで(申請順) ・交付時期 9月～3月	・申請書 ・請求書 ・実績報告書 ・土地所有者の承諾書 ・領収書 ・設置済写真 ・カタログ ・保管庫配置図  担当は 廃棄物対策課 TEL 046-822-8469
ごみの散乱防止を目的として、ごみ収納ボックスの普及を促進することに対して	ごみ収納ボックス購入費補助金  補 助 率 3/4 補助限度額 2万5千円	・申請受付 随時 ・交付時期 随時	・申請書 ・請求書 ・実績報告書 ・見積書の写し又は購入金額がわかるもの ・配置図 ・位置図 ・誓約書 ・設置済写真 ・領収書の写し  担当は 廃棄物対策課 TEL 046-822-8469

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表 (地域コミュニティ支援課関係を除く)

令和8年4月現在

NO.3

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
自主防災組織または 自主防災会が  ・防災器材、防災服及 び非常用備蓄食料を 購入することに対して	<b>防災器材等整備費補助金</b> 補助対象となる各防災器材等に設定している補助単価を基に、自主防災組織 等が購入する対象品の購入数に応じて支給します。  支給上限額 40万円	・申請受付 6月上旬から9月下旬  ・交付時期 申請受付後	・申請書類一式  添付書類については5月末頃に町 内会長あて送付するご案内をご確 認ください。  担当は 危機管理課 TEL 046-822-9620
自主防災組織が  ・自主防災訓練をする ことに対して	<b>自主防災訓練報償金</b> (1)報償金…参加人数×200円 (2)加算金…1種類以上の訓練を、自主防災組織が主体的に(消防等の指導な し)実施した場合、次の額を加算します。 参加人数×100円 (3)上限額…1回の訓練における、1自主防災組織あたりの上限額は次のと おりです。 ・主体的な訓練 60,000円 (参加人数200人分) ・上記以外の訓練 40,000円 (参加人数200人分)  ※報償金の上限は200人分ですが、それを超える参加人数の訓練を抑制す るものではありません。	・訓練受付 随時  ・交付時期 訓練実施日から 2~3ヶ月後	・事前に所轄の消防署に相談し、自 主防災訓練実施届を提出してくださ い。  ・請求手続き及び支給額に関する件 →担当は 管轄の消防署  ・報償金振込みに関する件 →担当は 危機管理課 TEL 046-822-9620

※自主防災会…自主防災組織に所属する一定規模(100戸以上)を有する共同住宅を単位として組織した団体

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
避難所運営委員会 (自主防災組織等で 構成される団体)が  ・運営委員会の活動に 係る経費に対して	<b>避難所運営委員会活動費補助金</b> 補助額 50,000円/年度(限度額)	・申請受付 4月上旬から11月下旬  ・交付時期 申請受付後	・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・事務連絡票 ・避難所運営委員会組織編成表 ・見積書等  担当は 危機管理課 TEL 046-822-9620

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表 (地域コミュニティ支援課関係を除く)

令和8年4月現在

NO.4

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
町内会・自治会等が 街路防犯灯を管理 することに対して  ※全ての防犯灯を市 に移管している場合 は、申請は不要です。	街路防犯灯管理費補助金 ・電気料金、管球交換の費用を補助 補助単価(1灯当たり・令和7年度実績) ①20W蛍光灯等 5,861円 ②FHP32W蛍光灯 6,411円 ③36W蛍光灯等 8,806円 ④LED灯(10VA以下) 2,269円 ⑤LED灯(10VA超) 3,417円 ※補助単価は電気料金の状況に応じて毎年見直します。	・申請時期 対象となる町内会等に、2月 月上旬に申請書提出を依頼しま す。	・申請書 ・管理灯数内訳表 ・設置位置図  担当は 市民生活課 TEL 046-822-9707
町内会・自治会等が 防犯カメラを設置 することに対して	町内会等防犯カメラ設置費補助金 ・防犯カメラ(レコーダーなど関連機器を含む。)の設置費を補助  ※電気代など維持管理に関わる費用は、補助対象外です。  リースも補助対象となりますが、契約満了時に所有権移転するものに限ります。リースへの補助を希望される際は、リース期間など、調整させていただく可能性がございます。  補助率 設置費の9/10  補助上限額 ・ソーラー型(太陽光パネルにより発電された電気を消費して稼働するもの)300,000円/基 ・従来型 270,000円/基	・6月30日(火)までに事前相談 してください。 ・8月中旬までに交付申請書を 提出 ・交付決定以降(9月以降)~1月 下旬頃までに工事を実施し、 工事完了検査後に補助金を交付	(事前相談時) ・設置位置図 ・撮影予定範囲がわかる写真 (交付申請時) ・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・事前協議結果通知書の写し ・管理責任者等届出書 ・見積書 ・設置場所の使用権原を証する書類 ・町内会等の意思決定を証する書類  担当は 市民生活課 TEL 046-822-9807

市民生活課では、上記のほか、防犯パトロール・交通安全活動用のジャンパー、ベストや腕章などの地域安全安心活動物品を支給しています。(TEL 046-822-9807)  
また、町内会等が街路防犯灯(市に移管していないもの)をLED化する場合、設置費の一部補助をしています。(TEL 046-822-9707)

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
町内会・自治会等が 町内会館・自治会館に 太陽光パネルを設置 することに対して	<p>重点対策加速化事業費補助金</p> <p>・太陽光パネルや蓄電池を導入する際に必要な費用を補助</p> <p>補助単価・補助率</p> <p>①太陽光パネル           70,000 円/kW</p> <p>②蓄電池                   本体価格及び工事費の1/3</p> <p>※国からの交付金を原資としているため、国の補助金との併用は出来ません。</p> <p>※蓄電池は、太陽光パネルと同時に導入した場合に限り対象となります。 (蓄電池単独での設置は交付対象外)</p> <p>※「発電した電力量のうち、一定の割合を自家消費すること」、 「蓄電システム費用の単価が設定金額以下であること」等、設備に応じて要件がございます。事前に担当までご相談ください。</p>	<p>・申請受付 令和9年1月15日までに 申請に必要な書類一式を提出</p> <p>・交付時期 工事を実施し、 令和9年2月15日までに 実績報告書を提出した後に 補助金を交付</p>	<p>【交付申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書・別紙</li> <li>・役員等氏名一覧表</li> <li>・事業者であることが分かる書類</li> <li>・設備の設置費用の根拠となる書類</li> <li>・設備の設備容量等が分かる書類</li> <li>・太陽光発電設備の配置図</li> <li>・直近1年の月別電力消費量が分かる資料</li> <li>・想定の日別発電量が分かる資料</li> </ul> <p>【実績報告時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・工事完了日が分かる書類</li> <li>・施工前後の写真</li> <li>・契約行為を行ったことが分かる書類</li> <li>・工事費用の支払いを確認できる書類</li> <li>・請求書</li> </ul> <p style="text-align: right;">担当は 環境政策・ゼロカーボン推進課 TEL 046-822-8524</p>